

医政総発0320第1号
平成26年 3月20日

各 都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（公印省略）

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣による病院又は診療所の管理者に対する情報提供の求めに関する実施要領」の周知依頼について

本年4月1日から我が国において国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）が発行されることに伴い、外務大臣から病院又は診療所の管理者に対し、子の住所等及び子の社会的背景に関する情報の提供を求めることができることとされています。

このたび、外務省において、各病院及び診療所において実施要領に基づいた対応を行っていただけるよう「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣による病院又は診療所の管理者に対する情報提供の求めに関する実施要領」を作成するとともに、当該実施要領の周知依頼がまいりましたので、貴管下の医療機関・関係団体に周知していただきますよう、お願い申し上げます。

（添付書類）

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣による病院又は診療所の管理者に対する情報提供の求めに関する実施要領」の周知依頼について（平成26年3月17日総ハ条合第263号外務省総合外交政策局ハーグ条約室長通知）写し

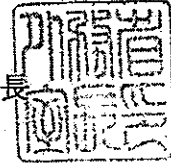


総ハ条合第 263 号

平成26年3月17日

関 係 各 位

外務省総合外交政策局ハーフ条約室長



「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣による病院又は診療所の管理者に対する情報提供の求めに関する実施要領」の周知依頼について

本年4月1日に、我が国について、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーフ条約）が発効するとともに、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号。以下「法」という。）及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令（平成26年政令第11号。以下「政令」という。）が施行されます。

法第5条第1項（第20条において準用する場合を含む）及び第15条第1項（第25条において準用する場合を含む）並びに政令では、外務大臣が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所の管理者に対し子の住所等及び子の社会的背景に関する情報の提供を求めることができるとされていますところ、その実施要領を別紙のとおり策定しました。つきましては、各病院及び診療所において実施要領に基づいた対応を行って頂けるよう、貴省より周知方お願いします。

付属添付

本信送付先 厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長

厚生労働省年金局事業企画課長

ハーグ条約に基づく情報の提供の求めについて

平成26年3月
外務省ハーグ条約室

1. ハーグ条約とは (正式名称: 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)

【背景】

- 「国際結婚→離婚」件数の増加 ⇒ 一方の親による国境を越えた子の不法な連れ去り・留置が増加 ⇒ 子への有害な影響

- 子の利益を最重視する観点から、1980年にハーグ国際私法会議で作成された国際的なルール
- 締約国は91か国(米、加、EU全加盟国、タイ、シンガポール、韓国等)。
- 日本については2014年1月24日に締結し、4月1日に発効。

【条約の基本的な考え方】

- ① 子の監護権(親権)に関する手続は、子がそれまで居住していた国(=「常居所」を有していた国)で行うことが望ましい。
 - ⇒ 原則：まずは常居所を有していた国に子に戻す。(ただし、監護権についての判断はしない。)
 - 例外：子が心身に害悪を受けける重大な危険がある場合、子自身が返還を拒否している場合等。
- ② 面会交流の機会の確保は、連れ去り・留置の防止や子の利益に資する。
 - ⇒ 親子の面会交流の機会の確保を支援

【中央当局の役割】

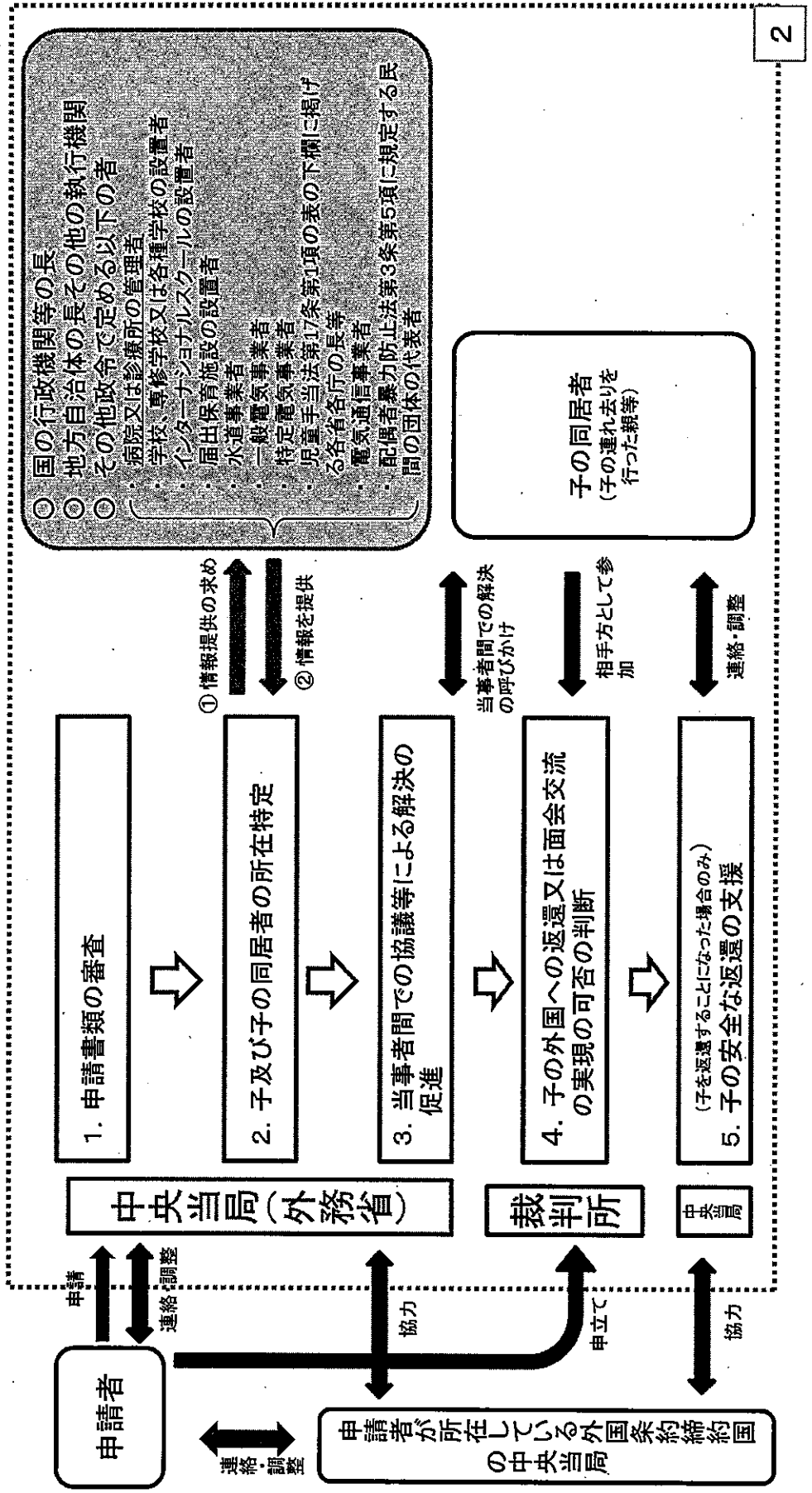
- 全ての条約の締約国は、条約の実施に中心的な役割を担う「中央当局」を指定
 - ⇒ 日本においては外務大臣(外務省)を中央当局として指定。
- 中央当局は、条約の目的を実現するため、相互に協力しながら以下の措置をとることとされている。
 - ・連れ去り・留置が行われた子の所在の特定
 - ・子の社会的背景に関する情報の交換
 - ・当事者間での協議等による解決の促進 等

2. 子の所在を特定するための情報提供の求め(条約実施法第5条第1項)

(1) 目的・概要

- 日本へ連れ去られた子及び当該子の同居者の所在を特定するための(下記2. 参照)。
- 外務大臣は、国の行政機関等の長、地方公共団体の長その他の執行機関、及び政令で定める者に対し情報の提供を求め(条約実施法第5条第1項)。
- 情報の提供を求められた者は、遅滞なく情報を提供する義務を負う(条約実施法第5条第2項)

<日本への連れ去り又は留置が行われた事案の流れ>



(2) 外務大臣による情報提供の求め

ア 情報提供を求めめる場合

外務大臣は、所在特定の対象となつてゐる子又は子と同居してゐると思料される者が通つてゐた、又は通つてゐる病院又は診療所の情報を有してゐる場合に、当該病院又は診療所に対してのみ情報の提供を求めます。

多く見積もつても年間全国で十数万件程度となる見込みです。

イ 提供を求めめる情報

- (1) 所在特定の対象となつてゐる子又は子と同居してゐると思料される者の医師法第24条第1項に規定する診療録のうち、診療を受けた者の住所、氏名、性別及び、年齢並びに最新の診療の年月日
- (2) 所在特定の対象となつてゐる子又は子と同居してゐると思料される者の保険医療機関及び保険医療養担当規則第22条に規定する診療録のうち、氏名、生年月日、性別、住所、職業、被保険者との続柄、被保険者氏名、事業者(船舶所有者)の所在地(電話番号を含む。)及び名称、並びに保険者の所在地(電話番号を含む。)及び名称

ウ 情報提供を求めめる方法

情報の提供を求めめる病院又は診療所に、外務省領事局ハーフ条約室から、外務大臣名の書面又は電子署名を付したPDFファイル(プリントアウトすれば外務大臣の公印を付した書面と同一の外見)を添付した電子メールを送付して行う予定です。(※ 外務省ハーフ条約室は、平成26年4月1日に総合外交政策局から領事局に移管予定です。)



(3) 情報の提供を求められた病院・診療所の対応

- 情報の提供を求められた場合、遅滞なく、当該情報を書面又は電子メール(電子署名が行われたものに限る。)により外務大臣に提供して下さい。
- 情報を保有しておらず、外務大臣に情報を提供できない場合にも、必ずその旨を外務省まで連絡して下さい。
- 外務省に情報を提供することについて、事前に本人に同意を得る、又は、事後に本人に通知を行う必要はありません。
- 情報の提供を求めた後、10日を超えて回答が届かない場合は、理由の説明を求めることがあります。

(4) 提供された情報の取扱い

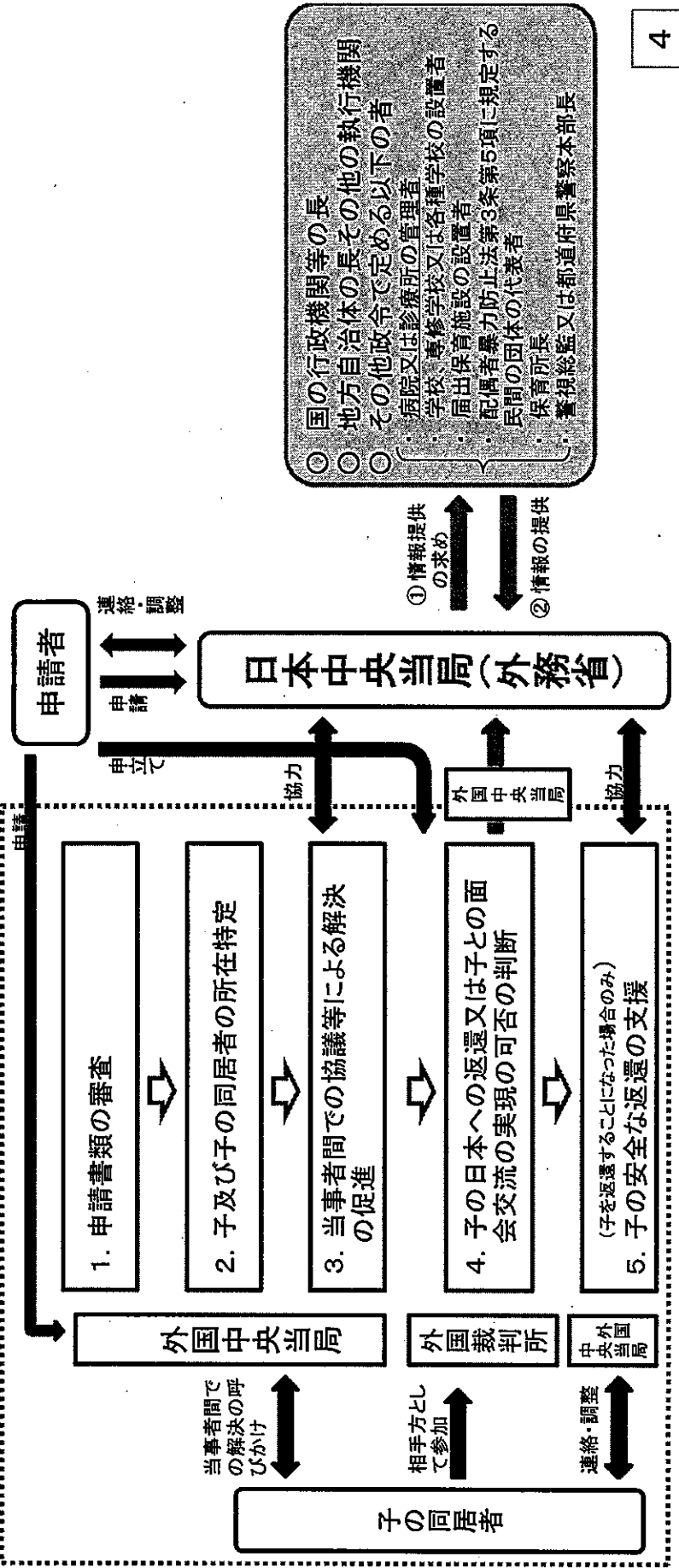
- 外務大臣に提供された情報は、条約実施法第5条第3項及び第4項に基づく場合を除き、外部に提供されることはありません(及び子と同居している者の住所が申請者に提供されることはありません。)
- また提供された情報は行政機関個人情報保護法等に則つて厳重に管理します。

3. 子の社会的背景に関する情報提供の求め(条約実施法第15条第1項)

(1) 目的・概要

- 日本から外国条約締約国に連れ去られた子の日本への返還又は面会交流の実現が外国裁判所で争われている場合に、当該外国裁判所の求めに応じて情報を提供するために行われるものです。
- 外務大臣は、①裁判所から要請を受けた外国中央当局から依頼があり、②裁判手続の両当事者の同意が得られており、③情報の目的外利用のおそれがない場合において情報提供を求めることができる(条約実施法第15条第1項)。
- 情報の提供を求められた者は、①情報を提供することによって当事者の権利利益を不当に侵害するおそれがない、②情報が当事者の知りうる状態にあり、また、③第3者の個人を識別することができる情報を含まない場合に情報を遅滞なく外務大臣に提供する(条約実施法第15条第2項)。

＜外国への連れ去り又は留置が行われた事案の流れ＞(※ 具体的な手続きの流れは各国の制度によって異なる)



(2) 外務大臣による情報提供の求め

ア 情報提供を求めめる場合

- 外務大臣は、①裁判所から要請を受けた外国中央当局から依頼があり、②裁判手続の両当事者の同意が得られており、③情報の目的外利用のおそれがない場合に限って、地方公共団体の長に対して情報の提供を求めます。
- 子の社会的背景に関する情報の交換は、これまでも各締約国による活用の例に限られており、我が国についても全体で年に多くても数件程度と見込まれています。

イ 提供を求めめる情報

- 子に係る診療録の写し(子の社会的背景に係る部分に限る。)その他病院又は診療所が医療の提供の過程において取得した子の社会的背景に関する情報を記載した書面のうち、外国条約締約国の中央当局から提供を求められている情報に該当するもの
※ 情報の提供を求めめる可能性が高い病院又は診療所には、可能な限り外国締約国との事前の調整段階から情報の提供を行う予定です。

ウ 情報提供を求めめる方法

情報の提供を求めめる病院又は診療所に、外務省領事局ハーフ条約室から、外務大臣名の電子署名を付したPDFファイル (プリントアウトすれば外務大臣の公印を付した文書と同一の外見) を添付した電子メールを送付して行う予定です。



(3) 情報の提供を求められた病院・診療所の対応

- 以下(1)(2)のいずれにも該当するときは、遅滞なく、当該情報を書面又は電子メール(電子署名が行われたものに限る。)により外務大臣に提供して下さい。
 - (1) 当該情報を外国中央当局に提供することによって子及び外国裁判所等の手続の当事者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。
 - (2) 当該情報が、子及び外国裁判所等の手続の当事者の知り得る状態にあり、かつ、これらの者以外の特定の個人を識別することができる情報を含まないとき。
- 前項の(1)(2)のいずれか若しくは両方に該当しない、又は提供を求められた情報を保有しておらず外務大臣に情報の提供を行うことができない場合には、その旨及び具体的な理由を書面又は電子メール(電子署名が行われたものに限る。)により外務大臣に伝達して下さい。
- 情報の提供を求めた後、10日を超えて回答が届かない場合は、理由の説明を求めることがあります。

(4) 提供された情報の取扱い

- 外務大臣に提供された情報は、外務大臣に情報の提供を依頼した外国条約締約国の中央当局に対してのみ送付します。その他の目的で情報が利用されることはありません。

4. Q&A

(1) 総論

Q1: 条約実施法に基づく外務大臣に対する情報提供は、「個人情報保護に関する法律」との関係で問題が生じる可能性がありますか。

A: 「個人情報の保護に関する法律」では、利用目的以外の目的による個人情報の利用、提供は、本人の同意を得た場合等に限定する規定が置かれています。また、「法令に基づく場合」には、その規定の例外とされています(第16条第3項第1号)。

条約実施法第5条第1項又は第15条第1項に基づく外務大臣による情報の提供の求めは、法令に基づいて行われるものです。したがって、求めに応じて外務大臣に情報を提供することについて、「個人情報の保護に関する法律」の規定との関係で問題が生じることはありません。

また、外務省に情報を提供することについて、事前に本人に同意を得る、又は、事後に本人に通知を行う必要はありません(外務省が所在の特定を行っていることが子と同居している者に知られることよって、再び連れ去りが行われ、子が必要な行政サービス、医療、教育を受けることができないう状況を強いられるなど、子の福祉に悪影響を与える恐れがあります)。

Q2: 情報提供にかかる手数料を請求することはできますか。

A: 情報の提供に関し手数料等が必要な場合は、個別に御相談下さい。

(2) 子の所在を特定するための情報提供の求めについて

Q3: 条約実施法第5条第1項では、外務大臣は、子及び子と同居している者の「氏名又は住所若しくは居所に関する情報の提供を求めることができる」と規定されていますが、この氏名又は住所若しくは居所「に関する情報」にはどのような情報が含まれるのですか。

A: 法第5条第1項の「に関する情報」には、子及び子の同居者の氏名及び住所又は居所の情報のみならず、子及び子の同居者の氏名及び住所又は居所の特定に資すると合理的に考えられる情報が含まれます。このため、子又は子と同居していると思料される者の生年月日、性別、被保険者及び保険者の情報の提供を求めます。

Q4: 外務大臣の求める案件に合致する者についての情報を提供したところ、事後的に同姓同名の別人についての情報を提供していたことが分かった場合、間違った情報を提出してしまったことについて法的な責任が生じますか。

A: 外務大臣の求めに応じた情報の提供は、結果的に当該情報が子及び同居者以外の者に係るものであったことが判明した場合であっても、個人情報の保護に関する法律第16条第3項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、違法性はありませぬ。なお、外務大臣は、提供された情報が別人に提供された場合には、速やかに当該情報を廃棄・消去します。

(別紙)

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく
外務大臣による病院又は診療所の管理者に対する情報提供の求めに関する実施要領

外務省総合外交政策局ハーグ条約室

第1 目的

本実施要領は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号。以下「法」という。）第5条第1項（第20条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第15条第1項（第25条において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令（平成26年政令第11号。以下「政令」という。）に基づく外務大臣による医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所の管理者に対する子の住所等及び子の社会的背景に関する情報の提供の求めの実施に関する要領を定めたものである。

第2 子の住所等に関する情報の提供の求め

1 外務大臣が、法第5条第1項の規定に基づいて、病院又は診療所の管理者に情報の提供を求める場合には、書面又は電子メール（電子署名が行われたものに限る。第2の4を除いて以下同じ。）により、日本国からの返還若しくは面会その他の交流を求められている子（以下「所在特定対象子」という。）又は当該子と同居していると思料される者の氏名、生年月日及び性別の情報のうち外務省が保有しているものを提示し、以下の情報の提出を求めるものとする（送付する書面又はファイルの例は様式例1を参照）。なお、外務大臣は情報の提供を求める場合には、可能な限り期間を明示して、当該期間内に病院又は診療所が取得した情報の提出を求めるものとする。

- (1) 当該情報に合致する者の医師法第24条第1項に規定する診療録のうち、診療を受けた者の住所、氏名、性別及び、年齢並びに最新の診療の年月日
- (2) 当該情報に合致する者の保険医療機関及び保険医療養担当規則第22条に規定する診療録のうち、氏名、生年月日、性別、住所、職業、被保険者との続柄、被保険者氏名、事業者（船舶所有者）の所在地（電話番号を含む。）及び名称、並びに保険者の所在地（電話番号を含む。）及び名称

※ 法第5条第1項で、外務大臣が提供を求めることができると規定されている子及び子と同居している者の氏名又は住所若しくは居所に関する情報には、子及び子と同居して

いる者の氏名及び住所又は居所の情報のみならず、子及び子と同居していると思料される者の氏名及び住所又は居所の特定に資すると合理的に考えられる情報が含まれる。

- 2 前項の外務大臣による情報提供の求めは、外務大臣が、所在特定対象子又は当該子と同居していると思料される者が通っていた、又は通っている病院又は診療所についての情報を有している場合に、当該病院又は診療所の管理者に対してのみ行うこととする。
- 3 病院又は診療所の管理者は、情報の提供を求められた場合には、遅滞なく、当該情報のうち保有しているものを書面又は電子メールによって外務大臣に提供するものとする（送付する書面の例は様式例2を参照）。
- 4 病院又は診療所の管理者は、提供を求められた情報を保有していない場合には、書面、電子メール（電子署名が行われたものに限らない。）又はファクシミリによりその旨を外務省に連絡するものとする（送付する書面又はファイルの例は様式例3を参照）。
- 5 外務大臣は、病院又は診療所の管理者に対し情報の提供を求めた後、10日を超えて回答が届かない場合には、理由の説明を求めることができるものとする。

第3 子の社会的背景に関する情報の提供の求め

- 1 外務大臣は、以下(1)(2)のいずれにも該当することを確認した場合に限って、法第15条第1項に基づいて、病院又は診療所の管理者に子の社会的背景に関する情報の提供を求めるものとする。
 - (1) 外国条約締約国の中央当局が、当該外国裁判所等の依頼を受けて当該事件に関する調査を行うために外務大臣に対し当該情報の提供を求めており、かつ、当該調査以外の目的のために当該情報を利用するおそれがないと認められるとき。
 - (2) 当該事件に係る外国裁判所等の子の返還にかかる手続の当事者（子が当該手続の当事者である場合にあつては、当該子を除く。）が当該情報を当該中央当局に提供することに同意しているとき。
- 2 外務大臣が、法第15条第1項の規定に基づいて、病院又は診療所の管理者に情報の提供を求める場合には、書面又は電子メールにより、氏名、生年月日、性別及び診療、診察又は治療を受けた時期の情報のうち外務省が保有しているものを提示し、病院又は診療所が保有する子に係る診療録の写し（子の社会的背景に係る部分に限る。）その他当該者が管理する病院又は診療所における医療の提供の過程において取得した子の社会的背景に関する情報を記載した書面のうち、日本国以外の条約締約国の中央当局から提供を求められている情報に該当するものの提供を求めるものとする（送付する書面又はフ

ファイルの例は様式例4を参照)。

なお、外務大臣は、外国条約締約国から情報提供の求めに関する事前の相談等が行われ病院又は診療所の管理者に対し情報の提供を依頼することとなる可能性が高いと見込まれる場合には、できる限りその情報を事前に病院又は診療所の管理者に提供するものとする。

3 病院又は診療所の管理者は、上記に係る情報の提供を求められた場合で、法第15条第2項第1号及び第2号に定められた以下(1)(2)のいずれにも該当するときは、遅滞なく、当該情報を書面又は電子メールによって外務大臣に提供するものとする(保有している資料の写し(提供対象情報以外を黒塗りにしたもの)又は該当する情報を別紙に記載したものどちらでも可。送付する書面又はファイルの例は様式例5を参照)。なお、外務大臣は、外国裁判所等の手続の当事者の同意を得た場合に限り、病院又は診療所の管理者に対し情報の提供を求めるため、病院又は診療所の管理者から外務大臣に情報の提供を行うに当たって、改めて情報の提供について当事者の同意を得る必要はない。

(1) 当該情報を外国条約締約国の中央当局に提供することによって子及び外国裁判所等の手続の当事者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

(2) 当該情報が、子及び外国裁判所等の手続の当事者の知り得る状態にあり、かつ、これらの者以外の特定の個人を識別することができる情報を含まないとき。

※ 情報が「当事者の知り得る状態」にあるかどうかについては、例えば本人から開示を求められた場合に開示する情報であるかどうか等を基準として判断する。

4 病院又は診療所の管理者は、前項の(1)(2)のいずれか若しくは両方に該当しない、又は提供を求められた情報を保有しておらず外務大臣に情報の提供を行うことができない場合には、その旨及び具体的な理由を書面又は電子メールにより外務大臣に伝達するものとする(送付する書面又はファイルの例は様式例6を参照)。

5 外務大臣は、病院又は診療所の管理者に対し情報の提供を求めた後、10日を超えて回答が届かない場合には、理由の説明を求めることができるものとする。

第4 情報の管理

1 病院又は診療所は、個別の事案について外務省から情報の提供を求められた事実及び提供を求められた情報の内容について、外部に発表、公開、漏洩、利用しない。

2 外務省は、病院又は診療所の管理者に提供された情報を法令に基づく場合を除いて外部に提供しない。

<問い合わせ先>

東京都千代田区霞ヶ関2-2-1

外務省総合外交政策局ハーフ条約室

※ 平成26年4月1日に領事局に移管予定

電話番号：03-5501-8501

FAX番号：03-5501-8527

参考：関連条文

●国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律

(子の住所等に関する情報の提供の求め等)

第五条 外務大臣は、外国返還援助申請があった場合において、必要と認めるときは、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の氏名及び住所又は居所を特定するため、政令で定めるところにより、次に掲げる機関及び法人（第十五条第一項において「国の行政機関等」という。）の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに申請に係る子及び申請に係る子と同居している者に関する情報を有している者として政令で定める者に対し、その有する当該氏名又は当該住所若しくは居所に関する情報の提供を求めることができる。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
 - 二 内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関
 - 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関
 - 四 内閣府設置法第四十条第二項及び第五十六条の特別の機関
 - 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関
 - 六 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
 - 七 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人
- 2 前項の場合において、同項に規定する情報の提供を求められた者は、遅滞なく、当該情報を外務大臣に提供するものとする。
- 3 外務大臣は、前項の規定により提供された情報が、申請に係る子が日本国内に所在していることを示すものであるが、申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の所在を特定するために十分でない場合には、外務省令で定めるところにより、都道府県警察に対し、当該情報を提供して、これらの者の所在を特定するために必要な措置をとることを求めることができる。
- 4 前項に規定するもののほか、外務大臣からの第二項の規定により提供された情報及び前項の規定による都道府県警察の措置によって得られた情報の提供は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。
- 一 第二十六条の規定による子の返還の申立て又は子との面会その他の交流の定めをすること若しくはその変更を求める家事審判若しくは家事調停の申立てをするために申請に係る子と同居している者の氏名を必要とする申請者から当該氏名の開示を求められた場合において、当該氏名を当該申請者に開示するとき。
 - 二 申請に係る子についての第二十九条に規定する子の返還に関する事件若しくは子の

返還の強制執行に係る事件が係属している裁判所又は申請に係る子についての子との面会その他の交流に関する事件若しくは子との面会その他の交流の強制執行に係る事件が係属している裁判所から、その手続を行うために申請に係る子及び申請に係る子と同居している者の住所又は居所の確認を求められた場合において、当該住所又は居所をこれらの裁判所に開示するとき。

- 三 第十条第一項の規定により、市町村、都道府県の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下この号及び同項において同じ。）又は児童相談所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する児童相談所をいう。同号及び同項において同じ。）に対し、申請に係る子が虐待を受けているおそれがあると信ずるに足りる相当な理由がある旨を通告する場合において、申請に係る子及び申請に係る子と同居していると思料される者の氏名及び住所又は居所を当該市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通知するとき。

（子の社会的背景に関する情報の条約締約国の中央当局への提供）

第十五条 外務大臣は、日本国への子の返還に関する事件が日本国以外の条約締約国の裁判所又はその他の審判を行う機関（以下この項及び次項において「外国裁判所等」という。）に係属しており、当該条約締約国の中央当局から当該子の返還に係る子の日本国内における心身、養育及び就学の状況その他の生活及び取り巻く環境の状況に関する情報の提供を求められた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該条約締約国の中央当局に提供するために、政令で定めるところにより、国の行政機関等の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び当該子に関する情報を有している者として政令で定める者に対し、その有する当該情報の提供を求めることができる。

- 一 当該中央当局が、当該外国裁判所等の依頼を受けて当該事件に関する調査を行うために外務大臣に対し当該情報の提供を求めており、かつ、当該調査以外の目的のために当該情報を利用するおそれがないと認められるとき。
 - 二 当該事件に係る外国裁判所等の手続の当事者（当該子が当該手続の当事者である場合にあっては、当該子を除く。）が当該情報を当該中央当局に提供することに同意しているとき。
- 2 前項の場合において、同項に規定する情報の提供を求められた者は、次の各号のいずれにも該当するときは、遅滞なく、当該情報を外務大臣に提供するものとする。
- 一 当該情報を前項に規定する中央当局に提供することによって同項に規定する子及び同項に規定する事件に係る外国裁判所等の手続の当事者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。
 - 二 当該情報が、前項に規定する子及び同項に規定する事件に係る外国裁判所等の手続の当事者の知り得る状態にあり、かつ、これらの者以外の特定の個人を識別することができる情報を含まないとき。
- 3 外務大臣は、前項の規定により提供された情報を、第一項に規定する中央当局に対してのみ提供することができる。

（日本国面会交流援助に関する準用規定）

第二十条 第五条、第九条及び第十条の規定は、外務大臣に対し日本国面会交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、第五条第四項第一号中「第二十六条の規定による子の返還の申立て又は子との面会その他の交流の定めをすること若しくはその変更を求める家事審判若しくは」とあるのは「子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は」と、同項第二号中「第二十九条に規定する子の返還に関する事件若しくは子の返還の強制執行に係る事件が係属している裁判所又は申請に係る子についての子との面会その他の交流に関する事件若しくは」とあるのは「子との面会その他の交流に関する事件又は」と、「これらの」とあるのは「当該」と、

第九条中「子の返還又は申請者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

(外国面会交流援助に関する準用規定)

第二十五条 第十五条の規定は、外務大臣に対し外国面会交流援助申請があった場合について準用する。この場合において、同条第一項中「日本国への子の返還」とあるのは「申請に係る子についての子との面会その他の交流」と、「当該子の返還に係る子」とあるのは「申請に係る子」と読み替えるものとする。

●国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令

(子及び子と同居している者に関する情報を有している者)

第一条 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項（法第二十条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。次号において同じ。）の設置者
- 二 学校及び大学以外の教育施設であつて、我が国に居住する外国人を専ら対象とし、かつ、学校教育に類する教育を行うものの設置者
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者
- 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所の管理者
- 五 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者
- 六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者
- 七 電気事業法第二条第一項第六号に規定する特定電気事業者
- 八 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の表の下欄に掲げる者
- 九 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者
- 十 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第五項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）に規定する民間の団体の代表者

(子の住所等に関する情報の提供を求める方法)

第二条 外務大臣は、法第五条第一項の規定により、同項に規定する情報の提供を求める場合には、その求める情報の内容をできる限り具体的に特定し、当該情報を有していると思料される同項に規定する国の行政機関等の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び前条各号に掲げる者に対し、文書により、当該情報を記載した書面の提出を求めるものとする。

(子の社会的背景に関する情報を有している者)

第三条 法第十五条第一項（法第二十五条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 第一条第一号から第四号まで又は第十号に掲げる者

- 二 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の長
- 三 警視総監又は道府県警察本部長

(子の社会的背景に関する情報の提供を求める方法)

第四条 外務大臣は、法第十五条第一項の規定により、同項に規定する情報の提供を求める場合には、その求める情報の内容をできる限り具体的に特定し、当該情報を有していると思料される同項に規定する国の行政機関等の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び前条に掲げる者に対し、文書により、当該情報を記載した書面の提出を求めるものとする。